学校給食ごみ資源化処理委託(令和6年度)仕様書

この業務は、委託場所において発生する廃棄物を適正に処理するものであり、仕様は、 次のとおりです。

1 業務名	学校給食ごみ資源化処理委託 (令和6年度)					
2 委託場所	市内の単独調理場及び共同調理場 計 29 か所					
	(別紙1「調理場一覧」のとおり)					
	※樟葉西単独調理場については、2学期から運用開始予定のため、8月					
	27 日から回収するものとする。					
3 期間	契約締結日から令和7年(2025年) 3月31日まで					
	業務の開始は、令和6年4月1日から					
4 収集回数・	(1)定例回収日					
日時	4月12日(金)~7月19日(金)、8月27日(火)~12月24日(火)、					
	1月10日(金)~3月25日(火)の各期間中の火曜日・金曜日					
	※参考 給食実施予定 1学期:4月 9日~7月 18日					
	2 学期: 8月27日~12月23日					
	3 学期: 1月 8日~3月 21日					
	(2) その他回収日					
	7月22日~8月23日の期間中に1回(収集日時については別途協議)					
	※(1)、(2) ともに午前9時から午後4時45分までの間に全ての業					
	務を完了すること。					
5 産業廃棄物	廃プラスチック類					
の種類						
6 排出予定量	年間排出予定量 約18トン(約1.6トン/月、8月は約0.4トン)					
7 車両通行制	2トントラック程度					
限						
8 支払方法	月毎の処理料 (搬出量) を基に出来高払いとする。(1円未満切捨て)					
9 教育訓練	受注者は、業務従事者が当該業務に従事するのに必要な教育・訓練を					
	行い、その資質を評価し業務を遂行する力量を確保した上で、業務に従					
	事させること。					
10 提出書類	別紙 2「特記事項 (6.産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の取扱い)」					
	のとおり。					

11 法令等の遵	受注者は、業務の実施にあたり関係する法令を遵守しなければなら					
守	ない。					
12 守秘義務	受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項について、委託期間					
	中はもとより、委託期間終了後も他に漏らしてはならない。					
13 特記事項	別紙2「特記事項」のとおり。					
14 協議	作業内容の詳細について、不明な点が生じた場合は、発注者と受注者					
	がその都度、協議するものとする。					
15 環境方針	本市は、地球環境に対処するため、自ら実施する事業や事務活動につ					
	いて環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の					
	環境マネジメントシステムを運用しています。業務に際しては、別紙3					
	「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮してください。					

調理場 一覧

	調理場 名	所 在 地	電話番号	調理場	所 在 地	電話番号
共同調理場	第一	出屋敷西町 2-6-6	840-4991			
	春日	高田 2-15-14	854-0287	長尾	長尾北町 3-3-2	855-5880
	招 提	招提東町 2−2−8	850-3484	桜丘北	星丘 4-31-1	847-9000
	さだ西	出口 6-20-1	834-4444	藤阪	藤阪南町 1-40-1	868-0523
単独調理場	氷 室	尊延寺 3-1-38	859-2370	川越	釈尊寺町 30-1	853-7382
	樟葉西	楠葉並木 1-11-1	850-2394	樟葉南	楠葉美咲 1-25-1	850-3485
	田口田	田口山 3-10-1	850-2900	平 野	招提中町 1-53-1	855-5343
	津田南	津田西町 3-10-1	859-1950	船橋	東山 1-68	868-6307
	菅原東	藤阪東町 3-10-1	859-3050	山之上	山之上 1-32-1	844-3002
	樟葉北	楠葉野田 3-13-1	856-7350	香 里	香里ヶ丘 10-5-2	853-7055
	菅 原	藤阪中町 13-1	868-2738	東香里	東香里南町 44-1	854-8685
	桜 丘	村野本町 30-1	849-1830	中宮	中宮山戸町 22-3	805-5051
	山田東	田口 3-16-1	840-6910	牧 野	上島東町 4-18	850-9055
	小 倉	小倉町 29-1	856-6555	西長尾	長尾西町 2-45-1	857-8803
	さだ東	翠香園町 30-1	843-7222	伊加賀	伊加賀西町 53-1	843-1150

※各学校の工事又は行事等で業務の実施が困難な場合はおいしい給食課と協議の上、決定する ものとする

特記事項

1. 適用

本特記事項は、枚方市が発注する学校給食ごみ資源化処理委託(令和6年度)(以下、「業務委託」という。)に適用する。

2. 目的

学校給食関係施設から排出される廃プラスチック類(以下、「廃プラ」という。)を 回収し、産業廃棄物として中間処理及び資源化処理を行うことを目的とする。

3. 業務委託内容

学校給食関係施設から排出される廃プラを回収し、リサイクルを優先とした産業廃棄物処分業の許可業者において処理する業務とする。

(1) 学校給食関係施設の回収日程の調整について

火曜日・金曜日が「国民の祝日に関する法律」の「休日」にあたる場合、工事または学校行事等、学校給食関係施設の都合により回収が不能となる場合は、別途協議のうえ回収日・方法等を決定するものとする。

(2)回収方法

- ①塵芥パッカー車等で学校給食関係施設を巡回して手積み回収し、各施設でマニフェストの交付を受けて運搬すること。
- ②学校給食関係施設から廃プラ回収後、枚方市立穂谷川清掃工場で計量を行い、おいしい給食課に計量伝票を提出すること。
- ③産業廃棄物処分業の許可業者において、(3)のいずれかの方法により処理すること。

(3) 処理方法

リサイクルを基本とした処理を行うこと。

- ○マテリアルリサイクル (原料化等)
- ○ケミカルリサイクル (油化・ガス化等)
- ○サーマルリサイクル (RPF・RDF等)

ただし、上記処理ができない場合は、産業廃棄物として処理すること。(焼却可)

4. 支払

支払は、おいしい給食課分のマニフェスト【E票】が返送され、処理を完了したことが確認された時点で、月毎の処理量(搬出量)を基に支払うものとする。

なお、処理量(搬出量)は搬出時に発注者の計量器により計量した量(計量の最小単位が10kg)とする。

5. 契約条件

契約金額は、1トンあたりの処理金額を基本とした単価契約とする。 (回収・運搬・処理にかかる経費及びその他必要な経費を含む。)

6. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の取扱い

- (1) 各施設担当者から必要事項を記載したマニフェストの全てを受け取ること。 なお、マニュフェストの伝票については、受注者が用意すること。
- (2) 受注者は受け取ったマニフェストに署名し、署名の入った【A票(排出事業者 控)】を各施設担当者へ渡すこと。
- (3) 受注者(収集運搬)は再生処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を渡すこと。
- (4) 受注者(収集運搬)は再生処分業者の署名の入った【B1・B2・C2票】を受け取り、 受注者(収集運搬)は運搬終了後10日以内に【B2票】を各施設担当者へ送付する こと。
- (5) 再生処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を受注者(収集運搬)へ送付すること。
- (6) 再生処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を、最終処分終了確認後10日以内に【E票】を各施設担当者へ送付すること。

7. その他

- (1) 受注者は本業務委託を第三者に再委託してはならない。
- (2) 運搬中に積載物が飛散しないように注意すること。飛散したときは清掃等を行い、必ず原状復帰すること。また、運搬等にあたっては関係法令を遵守し、作業 従事者と一般交通の安全を確保すること。
- (3) 本業務委託に関し第三者との事故・紛争等が発生した場合は、受注者の責任に おいて誠意を持って解決にあたるとともに、発注者にその経緯を報告すること。
- (4)業務期間開始前に回収を行う順序及び予定時間を示した行程表を作成し、発注者に提出すること。
- (5) 受注者には、業務期間開始前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8 条の4の2第6号に基づき、廃棄物データシート(WDS)を提供する。

- (6) 発注者は環境保全の取り組みを推進しており、受注者においてもその趣旨を理解 し、別紙3「枚方市環境方針」等に配慮すること。
- (7) この仕様書に記載された内容に疑義が生じた場合又は記載がない事項で必要がある場合は、双方が協議のうえ定めるものとする。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れ や東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、 歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs (持続可能な開発目標)のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境〜住み続けたいまち 枚方〜」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

- 1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
- 2.「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
- 3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・ 計画的に推進します。
- 4.「プラごみダイエット〜ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
- 5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
- 6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
- 8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆